

# つちはし事務所通信

# 2

February  
2021

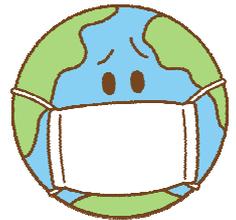


発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2021年2月1日

**重要! 要確認**

## 緊急事態宣言発出 厚生労働省の雇用に関する支援

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再度発出されました。雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、令和3年2月28日まで延長されていましたが、さらに延長が決定され、**緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定です。**



(緊急事態宣言が2月7日に解除された場合、3月末まで)

この緊急事態宣言を受け、厚労省では「生活と雇用を守る支援のご案内」として、次のような支援策を紹介しています。そのうち雇用に関するものは以下の通りです。

## ………感染防止や夜間営業の制限などで仕事が減少した場合の支援(厚生労働省)………

### <休業で対応する場合>

※シフト制、日々雇用等の方でも、仕事がなくなった日にも雇用関係が継続するなど、要件を満たせばそれぞれの措置の対象となります。

#### ●雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例

事業主が労働者に支払った休業手当等について以下の助成(助成額日額上限: 15,000円)

- ・中小企業 4/5 (解雇等を行わない場合 10/10)
- ・大企業 2/3 (解雇等を行わない場合 3/4)

**新** 1都3県の知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に対しては、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業の助成率を最大 10/10 に引き上げる予定です

#### ●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

中小企業の労働者で休業手当の支払を受けられなかった場合、休業前賃金の80%  
(給付額日額上限: 11,000円)

### <出向で対応する場合>

#### ●産業雇用安定助成金(仮称)

コロナ禍において事業が一時的に縮小し、労働者の雇用を在籍型出向により維持する事業主と、出向を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う

※令和2年度第3次補正予算成立後速やかに実施



★上記に加えて、**小学校休業等対応助成金**(令和3年3月31日まで延長)、**両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)**の**新型コロナウイルス感染症対応特例**も引き続き活用できます。

★緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定となっています。

★厚生労働省では、「関係業界等に対し、これらの助成金等の周知を徹底し、その利用を奨励します」としています。このような支援策を事業主の皆様を紹介し、利用のお手伝いをする事も、社労士の使命の一つです。他の支援策も含め、今後更新されるであろう最新の情報も加味しながら、最善の対応を考えていきましょう。



確認しておきましょう

## 「HOW TO テレワーク」厚生労働省から新たなリーフレットが公表されています

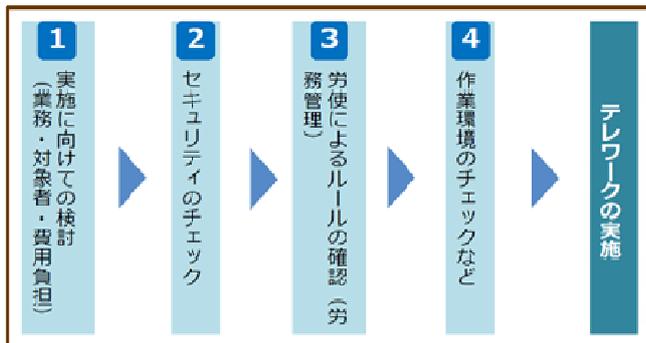
厚生労働省から、「HOW TO テレワークリーフレット」として、テレワーク実施に役立つリーフレットが公表されています。このリーフレットは、テレワークを実施するに当たっての留意事項や参考資料などをわかりやすくコンパクトにまとめたものとなっています。その一部を紹介します。

### 「HOW TO テレワーク」

#### 厚生労働省のリーフレットの概要

テレワーク実施までの流れ ▶▶▶

★このリーフレットでは、右のように「テレワーク実施までの流れ」を示したうえで、これに沿って、留意事項などが説明されています。たとえば、労務管理のうち「労働時間」については、次頁のような留意事項が示されています。



### 「HOW TO テレワーク」

#### 厚生労働省のリーフレットの概要

##### ●ルールの確認（労務管理）： 労働時間

在宅勤務などのテレワーク時にも、労働基準法などの労働法令を遵守することが必要です。テレワーク時の労務管理について確認し、ルールを定めましょう。

#### 労働時間

- 労働時間を適正に把握・管理し、長時間労働を防ぐためにも、従業員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しましょう。
- 通常の労働時間制、フレックスタイム制のほかに、一定の要件を満たせば事業場外みなし労働時間制なども活用できます。

##### 【労働時間管理方法の一例】

###### ■メール

- ・使い慣れている
- ・業務の報告を同時に行いやすい
- ・担当部署も一括で記録を共有できる

###### ■勤怠管理ツール

- ・メール通知しなくてよい
- ・大人数を管理しやすい
- ・担当部署も記録を共有できる

###### ■電話

- ・使い慣れている
- ・時間がかからない
- ・コミュニケーションの時間が取れる

###### ■勤怠管理システム

- (仮想オフィス、グループウェア等)
- ・個別に報告する手間がかからない

★令和3年早々に緊急事態宣言が再度発出され、「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを、事業者の皆さんにお願いする」といった働きかけが行われています。

★テレワークを再度実施またはこれから実施しようとお考えの場合はお声かけください。このリーフレットや関連資料等の説明はもちろん、貴社の実態に即した提案をさせていただきます。

#### あとがき◆つちはし事務所より

★新型コロナウイルスのニュースを新聞等で見始めたのは、昨年2月の頃でしょうか。それから1年、世の中がすっかり新しい生活様式に様変わりすることになるとは、だれが想像できたでしょう。マスクは必需品となり、Zoomを使つての会議や研修が日常となり、テレワーク（在宅勤務）もそれほど珍しい働き方ではなくなりました。電子申請や押印省略等による政府のデジタル化も、今までにはないスピード感で進んでいます。コロナという鬼は社会や働く人に大きな災いをもたらしましたが、社会や私たちの成長を猛スピードで促した側面もあるように感じます。

★現時点（1月末）では緊急事態宣言が延長されるかどうかは未定ですが、延長された場合、**雇用調整助成金**の特例措置は緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月まで延期されることが決まっています。また、在籍出向などで雇用を守る事業主に対する**産業雇用安定助成金（仮称）**や**小学校休業等対応助成金**など様々な支援策も用意されていますので、それらの支援策を上手に利用してコロナという鬼に打ち勝ちましょう。2月2日の節分で「鬼は～外！」です。

